

DSRC 普及促進検討会会則（案）

平成16年 月 日

（名称）

第1条 本会は「DSRC 普及促進検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、DSRC 応用サービスに係る幅広い関係者が一体となって、その着実な普及促進を積極的かつ強力に行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 検討会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) DSRC 応用サービスの早期実現のためのビジョンの策定・提言
- (2) DSRC 応用サービスの普及のための具体的な方策の検討・提言
- (3) その他 DSRC 応用サービスの普及に必要な事項

（会員）

第4条 検討会の会員は、DSRC 応用サービスに係る幅広い関係者であって検討会設立の趣旨に賛同する者とする。

（役員）

第5条 検討会に、会長1名を置き、総会で選任する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を統括するとともに、総会を招集し、議長を務める。

（総会）

第6条 総会は、会員をもって構成し、検討会の運営に関する重要事項を議決する。

（作業部会）

第7条 検討会の下に、第3条に掲げる作業を行うため、作業部会を置くことができる。

（事務局）

第8条 検討会の事務処理を行うため、事務局を置く。

2 事務局事務は社団法人電波産業会、財団法人道路新産業開発機構及び財団法人日本自動車研究所が共同して行う。

（実施細目）

第9条 この会則の実施に関して必要な細目は、会長が別に定める。

附則

この会則は、設立の日から施行する。